

## 帯広市健康生活支援審議会の概要

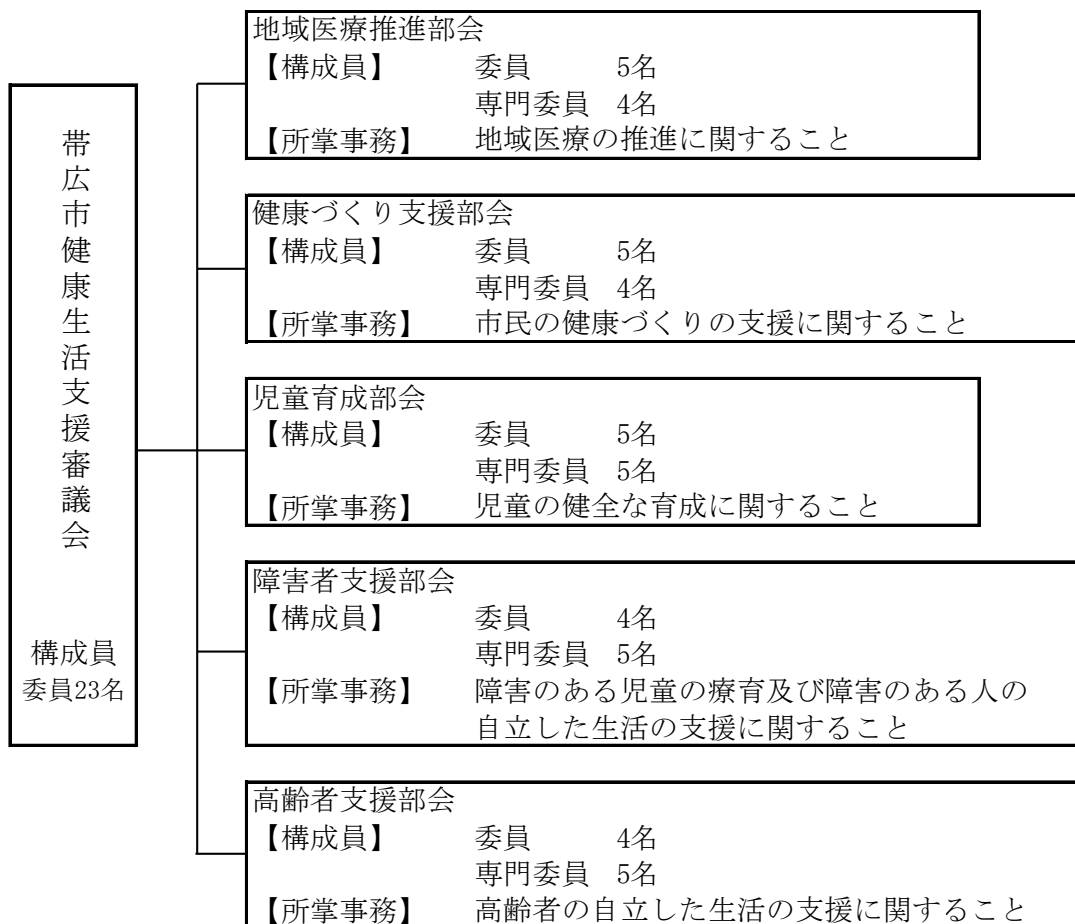
### (1) 設置目的

市民、保健・福祉・医療の関係者及び市が協働して、市民の生涯を通じた健康づくりと自立した生活の支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として設置する。

### (2) 組織

委員25名以内。審議会に専門部会（専門委員25名以内）を置くことができる。

### (3) 構成（令和4年8月25日現在）



### (4) 任期

委員及び専門委員の任期は2年とする。

※帯広市健康生活支援審議会は、平成14年8月に、帯広市社会福祉審議会、帯広市地域医療協議会及び帯広市介護保険運営協議会を廃止し統合し設置された。

(5) 審議会、専門部会の開催状況（令和3年度）

【審議会】（審議会委員 22 名）

回数	日時	出席委員数	審議内容
第 1 回	R3. 10. 22	19 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回会議の議事録の確認</li> <li>・ 第三期帯広市地域福祉計画 令和 2 年度進捗状況報告書</li> <li>・ 第三期帯広市アイヌ施策推進計画 令和 2 年度事業実績報告</li> <li>・ 令和 2 年度 市民福祉部決算及び主要な施策の成果について</li> </ul>
第 2 回	R4. 2. 25	22 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回会議の議事録の確認</li> <li>・ 令和 4 年度 市民福祉部予算（案）について</li> </ul>

【地域医療推進部会】（審議会委員 5 名、専門委員 3 名、計 8 名）

回数	日時	出席委員数	審議内容
第 1 回	R3. 10. 22	7 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回会議の議事録（案）の確認</li> <li>・ 令和 2 年度 健康推進課決算について</li> <li>・ 令和 2 年度 保健事業について</li> <li>・ 令和 2 年度 休日夜間急病センター実績について</li> </ul>
第 2 回	R4. 2. 25	7 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回会議の議事録（案）の確認</li> <li>・ 令和 4 年度健康推進課関係予算（案）について</li> </ul>

【健康づくり支援部会】（審議会委員 5 名、専門委員 4 名、計 9 名）

回数	日時	出席委員数	審議内容
第 1 回	R3. 10. 22	8 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回会議の議事録（案）の確認</li> <li>・ 令和 2 年度 健康推進課決算について</li> <li>・ 令和 2 年度 保健事業について</li> <li>・ 第 2 期けんこう帯広 2 1 の進捗について</li> </ul>
第 2 回	R4. 2. 25	6 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回会議の議事録（案）の確認</li> <li>・ 令和 4 年度健康推進課関係予算（案）について</li> </ul>

【児童育成部会】（審議会委員 5 名、専門委員 5 名、計 10 名）

※第 1 回開催時は委員 4 名、専門委員 5 名、計 9 名

回数	日時	出席委員数	審議内容
第 1 回	R3. 7. 20	8 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立保育所の民間移管に係る公募について（案）</li> </ul>
第 2 回	R3. 10. 22	9 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 1 回児童育成部会議事録の確認について</li> <li>・ 第 2 期おびひろこども未来プランの進捗状況について</li> <li>・ 公立保育所再編に係る取組み経過について</li> <li>・ 保育士確保の取組みについて</li> </ul>
第 3 回	R4. 2. 25	7 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 2 回児童育成部会議事録の確認について</li> <li>・ 令和 4 年度子ども・子育て支援施策に関する予算(案)について</li> </ul>

【障害者支援部会】（審議会委員 3 名、専門委員 5 名、計 8 名）

回数	日時	出席委員数	審議内容
第 1 回	R3. 10. 22	5 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和 2 年度第 3 回障害者支援部会の会議録確認</li> <li>・ 第三期帯広市障害者計画 令和 2 年度実施状況報告</li> <li>・ 第五期帯広市障害福祉計画 実施状況報告</li> <li>・ 令和 2 年度帯広市障害福祉関係決算及び主要な施策について</li> </ul>

第2回	R4.2.25	6名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度第1回障害者支援部会の会議録確認</li> <li>・令和4年度帯広市障害福祉関係予算及び主要事業について</li> </ul>
-----	---------	----	---

【高齢者支援部会】（審議会委員4名、専門委員5名、計9名）

回数	日時	出席委員数	審議内容
第1回	R3.10.22	6名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度決算報告</li> <li>・第七期帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の実施状況について</li> </ul>
第2回	R4.2.25	8名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和3年度第1回高齢者支援部会議事録の確認</li> <li>・令和4年度予算（案）について</li> </ul>

(6)健康生活支援審議会の令和4年度の開催予定及び主な審議事項

開催時期	主な審議事項
10月下旬	令和3年度決算について 他
2月下旬	令和5年度予算（案）について 他

帯広市健康生活支援審議会条例

(設置)

第1条 市民、保健・医療・福祉の関係者及び市が協働して、市民の生涯を通じた健康づくりと自立した生活の支援（以下「健康生活支援」という。）に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、市長の附属機関として、帯広市健康生活支援審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、答申するものとする。

- (1) 地域医療の推進に関すること。
  - (2) 市民の健康づくりの支援に関すること。
  - (3) 児童の健全な育成に関すること。
  - (4) 障害のある児童の療育に関すること。
  - (5) 障害のある人の自立した生活の支援に関すること。
  - (6) 高齢者の自立した生活の支援に関すること。
  - (7) 前各号に掲げるもののほか、健康生活支援に関すること。
- 2 審議会は、前項各号に掲げる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。
- 3 市長は、次に掲げる事項については、審議会の意見を聴かなければならない。
- (1) 健康生活支援に関する計画で規則で定めるものの策定、評価及び見直しに関すること。
  - (2) 健康生活支援に関する市の施策に対する苦情、要望等のうち、市長が特に重要と認めたものに関すること。

(組織)

第3条 審議会は、25人以内の委員で組織する。

- 2 専門の事項を調査審議させるために必要があるときは、審議会に、委員及び25人以内の専門委員で組織する専門部会を置くことができる。

(委員及び専門委員の委嘱)

第4条 委員及び専門委員は、市民及び保健・医療・福祉の関係者の中から市長が委嘱する。

(委員及び専門委員の任期等)

第5条 委員及び専門委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員及び専門委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に、会長及び副会長それぞれ1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の総数の過半数が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員の総数の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第8条 審議会は、その所掌事務を遂行するために必要があるときは、その議決により、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。

第9条 審議会の会議は、公開する。ただし、公開することが適当でないときは、その議決により、会議を非公開とすることができる。

(秘密の保持)

第10条 委員及び専門委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成14年8月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第3条の規定 平成15年4月1日
- (2) 附則第4条の規定 公布の日

(条例の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 帯広市社会福祉審議会条例（昭和48年条例第21号）
- (2) 帯広市地域医療協議会条例（昭和59年条例第7号）

(帯広市介護保険条例の一部改正)

第3条 帯広市介護保険条例（平成12年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条から第6条までを次のように改める。

第2条から第6条まで 削除

(委員の任期の特例)

第4条 従前の帯広市社会福祉審議会の委員である者で、その任期満了の日が施行日以後であるものの任期は、附則第2条の規定による廃止前の帯広市社会福祉審議会条例第4条第1項の規定にかかわらず、施行日の前日に満了する。

2 従前の帯広市地域医療協議会の委員である者で、その任期満了の日が施行日以後であるものの任期は、附則第2条の規定による廃止前の帯広市地域医療協議会条例第4条第1項の規定にかかわらず、施行日の前日に満了する。

3 従前の帯広市介護保険運営協議会の委員である者で、その任期満了の日が平成15年4月1日以後であるものの任期は、前条の規定による改正前の帯広市介護保険条例第4条第4項の規定にかかわらず、平成15年3月31日に満了する。

帯広市健康生活支援審議会条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、帯広市健康生活支援審議会条例（平成14年条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める計画)

**第2条** 条例第2条第3項第1号に規定する規則で定める計画は、次に掲げるものとする。

- (1) 帯広市地域福祉計画
- (2) けんこう帯広21
- (3) おびひろこども未来プラン
- (4) 帯広市子ども・子育て支援事業計画
- (5) 帯広市障害者計画
- (6) 帯広市障害福祉計画
- (7) 帯広市障害児福祉計画
- (8) 帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画
- (9) 帯広市アイヌ施策推進計画

(専門部会)

**第3条** 専門部会は、会長が帯広市健康生活支援審議会（以下「審議会」という。）に諮って設置する。

- 2 専門部会に所属する委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 専門部会に、部会長及び副部会長それぞれ1人を置く。
- 4 部会長は、当該専門部会に所属する委員の中から委員及び専門委員の選挙により定める。
- 5 部会長は、当該専門部会の事務を総理する。
- 6 副部会長は、当該専門部会に所属する委員及び専門委員の中から部会長が指名する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門部会の会議)

**第4条** 専門部会の会議については、条例第7条から第9条までの規定を準用する。この場合において、条例第7条及び第8条の規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該専門部会に所属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

- 2 審議会は、条例第2条に規定する所掌事務の一部を専門部会に委任し、専門部会の議決をもって審議会の議決とみなすことができる。

(報告及び意見陳述)

**第5条** 部会長は、専門部会の調査審議に係る経過を審議会に報告するものとする。

- 2 部会長は、必要があると認めるときは、他の専門部会に出席し、意見を述べることができる。

(合同専門部会)

**第6条** 会長は、必要により複数の専門部会をもって合同専門部会を開くことができる。

(庶務)

**第7条** 審議会の庶務は、市民福祉部地域福祉室地域福祉課が行う。ただし、専門部会の庶務は、当該専門部会の所掌事務に関係が深いものとして別に定める課が、市民福祉部地域福祉室地域福祉課の協力を得て行う。

(委任)

**第8条** この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

**附 則**

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年8月1日から施行する。ただし、第2条の規定（第6号に係る部分に限る。）は、平成15年4月1日から施行する。

(規則の廃止)

- 2 帯広市地域医療協議会条例施行規則（昭和59年規則第6号）は、廃止する。

附 則（平成17年4月1日規則第51号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第30号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第25号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月29日規則第26号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月21日規則第42号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年7月18日規則第31号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月6日規則第31号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

## 帯広市健康生活支援審議会運営要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、帯広市健康生活支援審議会条例（平成14年条例第21号。以下「条例」という。）及び帯広市健康生活支援審議会条例施行規則（平成14年規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、帯広市健康生活支援審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (専門部会の設置)

第2条 審議会に次の表の左欄に掲げる専門部会を置き、その所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

名称	所掌事務
地域医療推進部会	地域医療の推進に関すること。
健康づくり支援部会	市民の健康づくりの支援に関すること（けんこう帯広21の策定、評価及び見直しに関することを含む。）。
児童育成部会	児童の健全な育成に関すること（おびひろこども未来プラン、帯広市子ども・子育て支援事業計画及び帯広市障害児福祉計画の策定、評価及び見直しに関することを含む。）。
障害者支援部会	障害のある児童の療育及び障害のある人の自立した生活の支援に関すること（帯広市障害者計画及び帯広市障害福祉計画の策定、評価及び見直しに関することを含む。）。
高齢者支援部会	高齢者の自立した生活の支援に関すること（帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定、評価及び見直しに関することを含む。）。

### (専門部会への委任)

第3条 専門部会の所掌事務のうち、次に掲げるものについては、それぞれの専門部会に委任し、当該専門部会の議決をもって審議会の議決とみなすものとする。

- (1) けんこう帯広21、おびひろこども未来プラン、帯広市子ども・子育て支援事業計画、帯広市障害者計画、帯広市障害福祉計画、帯広市障害児福祉計画及び帯広市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定及び評価に関すること。
- (2) それぞれの専門部会の所掌事務に関する市の施策に対する苦情、要望等のうち、市長が特に重要と認めたものに関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、審議会の議決により委任することが適当と認めたこと。

### (専門部会の庶務)

第4条 次の各号に掲げる専門部会の庶務は、それぞれ当該各号に定める課が、市民福祉部地域福祉室地域福祉課の協力を得て行う。

- (1) 地域医療推進部会 市民福祉部健康保険室健康推進課
- (2) 健康づくり支援部会 市民福祉部健康保険室健康推進課
- (3) 児童育成部会 市民福祉部こども福祉室こども課
- (4) 障害者支援部会 市民福祉部福祉支援室障害福祉課
- (5) 高齢者支援部会 市民福祉部福祉支援室介護高齢福祉課

### (会議の招集)

第5条 会長は、条例第7条第1項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を文書で委員に通知するものとする。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議の議題

2 会長は、前項の規定により通知を行うときは、会議の資料を合わせて送付するように



努めるものとする。

第6条 条例第7条第2項の規定により会議の招集を請求しようとする委員は、次に掲げる事項を記載した文書を会長に提出するものとする。

- (1) 会議の議題
- (2) 招集を求める委員の氏名

(会議の公開)

第7条 会長は、会議を公開している場合において、議事の進行を妨げるおそれがあると認めるときは、傍聴者に対して退場その他の事項を命じることができる。

- 2 会議の資料は、公開する。ただし、公開することが適当でない事項が含まれているときは、審議会の議決により、資料の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 会議を開催したときは、議事録又は議事要旨を作成し、これを公開する。ただし、議事録を作成した場合において、公開することが適当でない事項が含まれているときは、審議会の議決により、その全部又は一部を非公開とすることができる。

第8条 審議会は、個人の秘密に関する調査審議を行うときは、条例第9条ただし書きの規定により、会議を非公開としなければならない。

- 2 審議会は、会議の資料又は議事録に個人の秘密に関する事項が含まれているときは、前条第2項ただし書き又は第3項ただし書きの規定により当該資料又は議事録の全部又は一部を非公開としなければならない。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(準用)

第10条 第5条から前条までの規定は、専門部会に準用する。この場合において、これらの規定中「会長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「当該専門部会に所属する委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成14年8月20日から施行する。ただし、第2条から第4条までの規定(高齢者支援部会に係る部分に限る。)は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年8月25日)

この要領は、平成16年8月25日から施行する。

附 則(平成17年7月27日)

この要領は、平成17年7月27日から施行する。

附 則(平成18年8月25日)

この要領は、平成18年8月25日から施行する。

附 則(平成19年2月28日)

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年2月26日)

この要領は、平成20年8月25日から施行する。

附 則(平成22年2月24日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成25年11月29日)

この要領は、平成25年11月29日から施行する。

附 則(平成29年11月28日)

この要領は、平成29年11月28日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 29 日）  
この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。